

## 2 防災 (カーテン、布製ブラインド、アコーディオンドア、 経木・すだれ、じゅうたん等)



### 1 表示基準

「消防法施行規則」に基づく防災性能試験に合格または「繊維製品品質表示規程」に基づく難燃性能を有するカーテン、布製のブラインド及びアコーディオンドア(塩ビ製含む)、経木・すだれ、じゅうたん等<sup>※1</sup>(タイルカーペットを含む)に「防災」マークを表示することができる。

※1)じゅうたん、毛せん、タフテッドカーペット等、ござ、人工芝、合成樹脂製床シート及びタイル、他

### 2 試験方法

防災性能試験は、公益財団法人日本防災協会が定める「防災物品の防災性能試験基準」による。(根拠法令：消防法施行規則第4条の3第3項から第7項)

#### ■試験基準

区分	カーテン(薄手布 <sup>※</sup> )および布製ブラインド・ 布製(塩ビ製含む)アコーディオンドア・経木・すだれ等【】内は厚手布 <sup>※</sup>				じゅうたん等
	全種	着火する物	熱収縮する物	熱溶解する物	
試験法(通称)	45°マイクロ【メッセル】 バーナー法		45°たるませ法	45°コイル法	45°エアミックス バーナー法
試験体	35×25cm ～3体	35×25cm ～2体	35×25cm ～3体	幅10cm・質量 が1gになる長さ (20cmを超える 場合は1gに満 たなくても20cm とする)～5体	40×22cm ～6体 (タテ3体、ヨコ3体)
洗濯方法、他	水洗い洗濯 ドライクリーニング 温水浸漬50±2°C×30分(屋外で使用する物品)				—
状態調節	50±2°C恒温乾燥器中24時間 →シリカゲル入りデシケーター中2時間以上 または 105±2°C恒温乾燥器中1時間 →シリカゲル入りデシケーター中2時間以上				50±2°C恒温 乾燥器中24時間 ↓ シリカゲル入り デシケーター中 2時間以上
燃焼 方法	火源 (炎の長さ)	マイクロバーナー(45mm) 【メッセルバーナー(65mm)】		接炎バーナー (45mm)	エアミックス バーナー(24mm)
	加熱時間	1分【2分】	着火後3秒 【6秒】	1分【2分】	—

※薄手布・・・450g/m<sup>2</sup>以下、厚手布・・・450g/m<sup>2</sup>を超えるもの(【】に示す)。

### 3 判定基準

上記、(2)試験方法による、残炎時間、残じん時間等が下表の評価基準に適合していること。

#### ■評価基準

区分	カーテン(薄手布 <sup>※</sup> )および布製ブラインド・ 布製(塩ビ製含む)アコーディオンドア・経木・すだれ等【】内は厚手布 <sup>※</sup>				じゅうたん等	
	全種	着火する物	熱収縮する物	熱溶解する物		
評価 基準	残炎時間	3秒【5秒】以下		—	20秒以下	
	残じん時間	5秒【20秒】以下		—	—	
	炭化面積	30cm <sup>2</sup> 【40cm <sup>2</sup> 】以下		—	—	
	炭化長	—	—	20cm以下	—	10cm以下
	接炎回数	—	—	—	3回以上	—

※薄手布・・・450g/m<sup>2</sup>以下、厚手布・・・450g/m<sup>2</sup>を超えるもの(【】に示す)。

### 4 その他

消防法に位置づけられた「防災規制」では、燃えにくい性質を「防災性能」といい、消防法に定められた防災性能基準の条件を満たしたものを「防災物品」と呼んでいます。

不特定多数の人が出入りする施設・建築物で使用されるカーテン、じゅうたんや、工事現場に掛けられている工事用シート、劇場等で使用される舞台幕等も、「防災物品」の使用を義務づけられています。